

## 平成 25 年度において申立てされた親権停止の事例等

### 1. 児童相談所長による親権制限に係る審判の申立て

平成 25 年度において全国の児童相談所長が行った親権停止の審判の申立ての実績は 16 自治体で 23 事例であった。

#### 【平成 25 年度に申立てされた親権停止事例の概要】

##### 事例 1

###### <申立ての背景>

- ・ 児童は白血病で輸血が必要であった。
- ・ 輸血を行わなければ児童の生命に危険が及ぶにもかかわらず、両親は宗教的理由から輸血を拒否した。

###### <申立て後の状況>

- ・ 保全処分が認容されて輸血をした。
- ・ その後、本案も認容された。

##### 事例 2

###### <申立ての背景>

- ・ 父母のネグレクトのために施設入所中の児童。
- ・ 児童は腎機能が悪化し透析が必要となり、腎臓移植に向けて臓器移植ネットワークへ登録を行った。
- ・ 保護者が臓器移植ネットワークへ登録末梢手続きの連絡をしたことが発覚したため親権停止を申し立てた。

###### <申立て後の状況>

- ・ 本案が認容され、臓器移植ネットワークへの登録を継続した。

##### 事例 3

###### <申立ての背景>

- ・ 父親からの性的虐待のため児童福祉法 28 条により施設入所した。
- ・ 父親は逮捕され実刑となったが、虐待を否定している。
- ・ 父親の出所後に児童の引き取りを阻止し、その安定した生活を保障する必要がある。

###### <申立て後の状況>

- ・ 保全処分、本案共に認容された。

#### 事例 4

##### <申立ての背景>

- ・同居男性からの性的加害のために児童は保護を求めてきた。
- ・他のきょうだいも同居男性からの暴力暴言が怖いと訴えて保護された。
- ・実母は同居男性との同居継続を望み、児童らの引き取りを訴えた。
- ・実母が同居男性との同居を望んでいる以上、児童らへの影響を免れないため親権停止を申し立てた。

##### <申立後の状況>

- ・本案が認容され、進路・就職に関して児童主体の援助が可能となった。

#### 事例 5

##### <申立の背景>

- ・児童は中学生時に保護者とのトラブルのために一時保護された。児童は家に帰りたくないと訴え、父母も関係修復の意思がなかったため児童養護施設に入所した。
- ・その後、保護者が入所の同意を撤回したため、児童福祉法 28 条を申し立て審判が確定した。
- ・高校卒業に当たり、児童が就職して自立した生活が営めるように、児童相談所から保護者に協力を求めた。しかし保護者の養育姿勢は施設入所時と変わらず、児童の成長に理解を示すことなく、保護者は本児との交流を拒否し続けた。

##### <申立後の状況>

- ・保全処分、本案共に認容された。
- ・児童は就職が決定したが、賃貸借契約や運転免許の取得その他の支援が必要となるため未成年後見人を選任。

平成 25 年度に全国の児童相談所長が行った親権喪失及び管理権喪失の審判の申立ての実績は、6 自治体で 7 事例であった。

## 2. 児童相談所長による複数人又は法人の未成年後見人の選任の申立て

平成 25 年において全国の児童相談所長が行った複数人及び法人の未成年後見人の選任の申立ての実績は、10 自治体で 11 事例であった。

法人で未成年後見人として選任されたものは、児童が入所している児童養護施設の設置主体である社会福祉法人、県の社会福祉士会、後見事業を行う NPO 法人等が見られた。また、複数人の未成年後見人の事例としては、弁護士とその他 1 名による事例があった。